

重要なお知らせ
(必ず、保護者の方に
渡してください)

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

令和2年7月～

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、**申請時に提出されたマイナンバー**を利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※意向確認書類（保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。）の提出が必要な場合があります。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、**所得に応じ支給額は変わります**。

※ 所得の判定基準は、1.に記載した**算定式により計算した額**です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

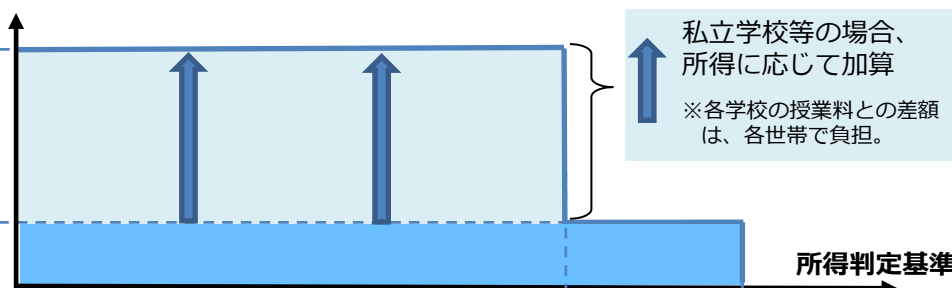
全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額（年額）

39万6,000円

11万8,800円
（基準額）



154,500円

304,200円

（590万円）

（910万円）

1.に記載の算定式
により計算した額
（年収目安※）

具体的な手続などについては裏面をご覧ください→

受給者全員
必要です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。申請には、以下の書類が必要です。

【必要書類】

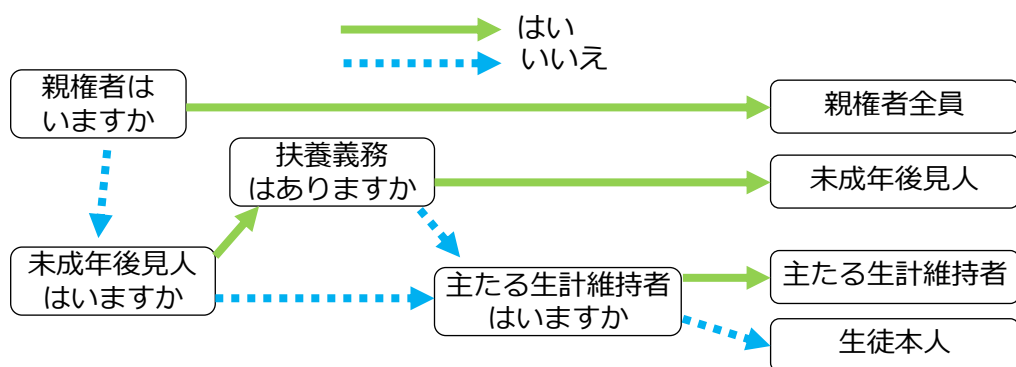
- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）

※他にも、都道府県ごとに必要書類や申請方法を定めている場合がありますので、学校からの案内に沿って提出してください。

（注意事項）

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

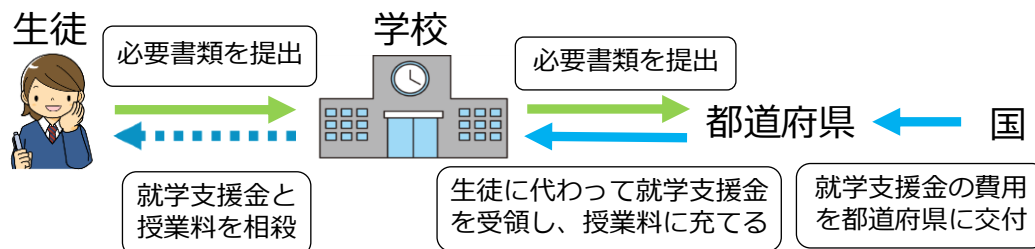
（マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例）

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県への申請が必要**です。申請方法等については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」（以下URL）をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

文部科学省 就学支援金

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm